（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十七条　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同条第四項中「認定商店街活性化支援事業者であって」を「認定商店街活性化支援事業者（中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であって」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十八条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第一項中「と、同法第三条の二第一項」の下に「及び第三条の三第一項」を加え、「同条第三項」を「同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項」に改め、「、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と」を削る。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十九条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項の表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

第五十五条第一項の表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

第百十六条中「限る。）であって」を「限り、かつ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であって」に改める。

第百二十四条の表第三条の二第三項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

政令

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十号

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十八年五月二十九日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十一号

保険業法施行令及び中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九十四条第五項及び第三百十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（保険業法施行令の一部改正）

第一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の三」を「第四十九条」に改める。

第三十八条の十第二号中「第四十七条の二第八項」を「第四十八条第八項」に改め、同条第三号中「第四十七条の二第十三項」を「第四十八条第十三項」に改める。

第四十四条の二中「第二百九十六条第二項」を「第二百九十四条第五項」に改める。

第四十五条第一号中「第四十七条の三第一項及び第四項」を「第四十九条第一項及び第三項」に改める。

第四十七条第二項中「所在地（」の下に「当該保険会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）、当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）、当該免許特定法人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）又は」を加える。

第四十七条の三第一項第三号中「第二百七十七条第一項」の下に「及び第三百四条」を加え、「登録申請書」を「書類」に改め、同項第七号及び同条第二項第十号中「第三百五条」を「第三百五条第一項及び第二項」に改め、同条第三項中「権限で」の下に「営業所等（」を加え、「又は保険仲立人」を「若しくは保険仲立人」に、「（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）」を「又は特定保険募集人等と保険募集の業務に関して取引する者（その施設を含む。）若しくは特定保険募集人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。」に、「第一項及び前項」を「前二項」に、「特定保険募集人等の当該従たる事務所の所在地」を「営業所等の所在地（当該特定保険募集人等と保険募集の業務に関して取引する者又は当該特定保険募集人等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）」に改め、同条第四項中「従たる事務所」を「営業所等」に改め、同条を第四十九条とする。